

第2回阿蘇市議会会議録

- 1.平成31年2月28日 午前10時00分 招集
- 2.平成31年2月28日 午前10時00分 開会
- 3.平成31年2月28日 午前11時00分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	吉良玲二
土木部長	阿部節生	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	福祉課長	本山英二
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
財政課長	山口貴生	教育課長	日田勝也
会計課長	大塚浩二	監査委員事務局長	種子野謙二
農業委員会事務局長	園田達也	税務課長	藤井栄治
ほけん課長	藤田浩司	観光課長	秦美保子
住環境課長	古閑政則	人権啓発課長	下村裕二
市民課長	岩下まゆみ	まちづくり課長	荒木仁
水道課長	浅久野浩輝	阿蘇医療センター事務局長	井野孝文
内牧支所長	本田良治	波野支所長	加藤勇二郎

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 石 寄 寛 二 議会事務局次長 山 本 繁 樹
書 記 山 本 悠 未

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告について（議長）

日程第 4 施政方針の説明

日程第 5 提案理由の説明

午前 10 時 00 分 開会

1 開会宣言

○議長（湯浅正司君） 皆さん、おはようございます。

開会前ではございますが、各議員、そして執行部の皆さんにお願いをいたします。携帯電話につきましては、本会議中は電源を切るか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。今一度、ご確認お願いいたします。

それでは、改めておはようございます。

平成 31 年第 2 回阿蘇市議会定例会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私多忙な折にも関わりませず、定例会本会議にご出席をいただきましたことに対し、お礼を申し上げます。

本定例会は、平成 31 年度当初予算を審議する際の重要な議会でありまして、執行部より提出された諸議案は、平成 31 年度予算案及び平成 30 年度補正予算案のほか、条例の一部改正等 34 件であり、市民生活に重大な関連のある、かつその内容も多種多様にわたる膨大なものでございます。議案の内容につきましては、後ほど市長から詳細にわたって説明されることと存じますが、議会といたしましては、市民の要望する諸施策を市政運営上に力強く反映すべく努力いたしたいと存じます。従って、会期も相当の日数を予定しているのですが、議員各位の熱心なご審議により、適正にして妥当な議決に到達いたしますよう願するものでございます。時、既に早春とは申しながら、余寒なお去りがたい折から、皆様にはご自愛を賜りまして、本市議会の審議にご精励くださいますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、平成 31 年第 2 回阿蘇市議会定例会をこれより開会いたします。

なお、執行部出席者につきまして、お配りしている執行部出席名簿のとおりです。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（湯浅正司君） 日程第 1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定によりまして、3 番議員、児玉正孝君、4 番議員、甲斐純一郎君の両名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（湯浅正司君） 日程第 2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告を申し上げます。

議会運営委員長、谷崎利浩君。

○議会運営委員長（谷崎利浩君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議会運営委員会の会議の結果についてご報告いたします。

議会運営委員会を 2 月 21 日午前 10 時から開催し、本定例会の会期日程等につきまして審議をいたしましたので、結果を報告します。

まず、会期につきましては、今定例の付議事件が専決処分の報告 1 件、条例の一部改正 6 件、平成 30 年度補正予算案 7 件、平成 31 年度当初予算案 12 件及びその他 8 件の計 34 件であることから、会期を本日 2 月 28 日から 3 月 19 日までの 20 日間といたしました。

会期日程につきましては、議員各位に配付してあるとおりでありますので、ご了承願います。

次に、本定例会における議案等の審議方法であります。専決処分の報告 1 件を除く 33 議案につきましては、質疑の後、各常任委員会に付託することといたしました。

なお、委員会付託議案審議につきましては、会期中の日程に従い、各常任委員会に付託されますので、自己の委員会の件についての質疑はご遠慮願いたいと思います。

次に、一般質問の取扱いについてご報告します。まず、一般質問の通告期限であります。3 月 6 日の午後 5 時といたしましたので、時間厳守で通告書の提出をお願いいたします。

なお、各議員に申し上げますが、質問の要旨については、執行部において万全の準備を整えて的確な答弁ができるよう具体的に記載していただくこと、また、通告内容以外の質疑にならないよう気をつけていただきますよう併せてお願いいたします。また、執行部におきましても、所管の答弁がスムーズに行われるよう万全の体制を期していただきますようお願いいたします。

次に、一般質問の時間についてですが、答弁も含め 45 分といたしておりますので、議員各位のご理解をお願いいたします。

最後になりますが、本日の議会解散後は全員協議会を開くことにいたしましたので、ご出席のほどをよろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告について（議長）

○議長（湯浅正司君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

議長の諸般の報告につきましては、先ほど配付いたしました別紙報告書をご覧いただきたいと思っております。

まず、監査委員より平成30年11月分から31年1月分までの例月出納検査報告書が提出されております。報告書につきましては、議会事務局に保管しておりますので、ご自由に閲覧を願いたいと思っております。

次に、熊本県市議会議長会並びに阿蘇市町村議長会等の開催状況についてであります、お配りをしているとおりであります。詳細については、後でご覧いただきたいと思っております。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4 施政方針の説明

○議長（湯浅正司君） 日程第4、市長の施政方針の説明を行います。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。

早速、平成31年度施政方針を述べさせていただきます。

はじめに、平成17年2月に阿蘇市が誕生し、15年目を迎えました。これまで、市民の皆様とともに、相次ぐ自然災害など幾多の混迷と辛苦を乗り越えながら、懸命に歩んできた“平成”は間もなく終わろうとしています。

時代は今、急速な少子高齢化・高度情報化・グローバル化の進展を迎え、変化する社会経済情勢の中で、これからの市政運営は、複眼的に時代を読み解き、常にチャレンジを求めて、災害からの復旧復興はもちろん、使命感を持って、各種施策を成し遂げていかなければなりません。

熊本地震から2年10箇月が経過し、復興の槌音が一段と響くようになり、本年は、未来へつながる道路「二重峠トンネル」が2月に貫通、大切な生産基盤である農地も概ね復旧が完了、3月からは国直轄砂防事業がいよいよ本格着工し、将来的に山腹崩壊のリスクが軽減されることが期待されます。

また、地域が一丸となって取り組んできた阿蘇ユネスコ世界ジオパークが、2月26日に「再認定」の結果をいただきました。地域の方々をはじめ、関係機関の皆様のご努力により結実した成果であり、復興がより実感できていくものと確信しています。

とりわけ、本年は、「ラグビーワールドカップ」や「女子ハンドボール世界選手権」など多彩な国際スポーツ大会が県内外で開催され、翌2020年度は「東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開幕をはじめ、国道57号北側復旧ルート of 全線開通、阿蘇大橋の完成など、これから人・モノの交流が発展的に拡がり、深まっていくことが期待でき、本市が未来への確かな一歩を踏み出す重要な年でもあります。

これを大きな好機と捉え、昨年から、副市長を中心とした庁内チームを結成、復興のその先のステージをしっかりと見据え、現在、国内外に強力に発信しなければならないプランを企図しています。

新しい時代の気運の高まりをしっかりと受け止め、多様なニーズにも柔軟かつ的確に応えながら、直面する喫緊の課題に一つ一つ丁寧に向き合い、希望に満ちた明るい未来を切り拓く事業に取り組んでまいります。

それでは、新年度も、議員各位をはじめ関係者の皆様方のご理解を賜ることを願い、平成31年第2回阿蘇市議会定例会の開会に当たっての施政方針を述べさせていただきます。

総務。

【総務課】

まさに1年前の今日、3年半ぶりに火口見学を再開した阿蘇中岳では、2月5日に「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表され、「阿蘇火山防災会議協議会」は火口から概ね1km圏内の立入りを自主規制していましたが、2月26日に開催した同協議会臨時会において、火口周辺における自主規制基準の見直しが承認され、翌27日から規制を解除し、火口見学を再開しています。

火口周辺の防災対策は、平成31年度から環境省の退避壕新設等を含め、安全施設の整備が予定されています。今後も各関係機関と協力体制を強化し、施設整備や防災訓練等を通じ、被害の軽減を図ってまいります。

また、近年、国内外を問わず豪雨・地震等激甚化する大災害が頻発し、あらゆる災害への対策対応が求められる中、防災対策の要となる「阿蘇市地域防災計画」をはじめ、BCP（業務継続計画）など各種防災対応マニュアルの不断の見直し・修正を継続して行います。

今後は、災害時に他の地方公共団体や民間などの応援を最大限に生かすことができるよう「受援計画」を策定、また、危険箇所の再確認、日ごろの備蓄の徹底など、迅速な初動対応につなげ、被害を抑止・軽減するため、既存の「防災ハザードマップ」を更新し、周知徹底を図ります。併せて、平成31年度は、防災行政無線のデジタル化に伴う設計に着手、翌32年度中の整備完了を目指します。

また、災害時等に重要な情報資産の保持と業務の継続が可能となるよう、市役所本庁内の自家発電装置の自動化を図り、行政機能の維持安定化に努めます。

人事行政については、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴う平成32年4月からの会

計年度任用職員制度導入に向け、遺漏のないよう準備手続きを進めるとともに、障がい者の方の雇用確保、専門職の人材確保に引き続き努めてまいります。

情報政策については、本年 5 月 1 日の元号改正や来年 1 月 14 日にサポートが終了する「Windows 7」の更新対応など、庁内情報システムのセキュリティ維持向上に努め、効率的で災害に強い電子自治体の取り組みを推進します。

【波野支所】

熊本地震後に波野保健福祉センター内に仮移転した波野支所は、庁舎の移転新築に向け、現在、建設工事を進めています。本年 6 月末に建物が完成予定、その後、電算機の配線工事や引っ越し等を行い、8 月初旬からの業務開始を目指します。

また、旧庁舎は、熊本地震の影響や老朽化もあり、再利用も困難なため、新支所完成後に解体を進める計画です。

税・財政。

【財政課】

本市の税収が約 30 億円に近づき、やや明るい兆しがあるものの、合併算定替え等による地方交付税の減収が見込まれ、他財源に依存している状況に変わりはありません。平成 31 年度は、市民生活の安定を図るためインフラ整備を継続しながら、農業や観光の基盤強化、整備が急がれていた公立保育園の整備などに取り組み、対前年度比約 2 億 5,000 万円増の当初予算としています。

これから、国土強靱化や働き方改革、外国人人材の受け入れなど、地方も転換期を迎える中で、新たな事業や情報機器の更新、数多くの公共施設の管理などにも取り組んでいかなければなりません。

また、増加を続けている社会保障経費など今後も多大な歳出が見込まれるため、効率的に事業を進め、計画的に必要な基金を積み立てるなど、引き続き、財政健全化を堅持してまいります。

【税務課】

本年 10 月からの自動車取得税廃止に伴い、軽自動車税は、新たに「軽自動車税環境性能割」が導入されます。当分の間、賦課・徴収事務を担う県と連携し、スムーズな制度導入に努めます。

収税は、税負担の公平性から引き続き、口座振替の推進及び公売会の開催など滞納処分の執行とともに、きめ細やかな納税相談を行っていきます。

地籍調査は、市全域の約 63%が完了、今年も、残りの地籍調査を進め、同時に、熊本地震による複雑な地殻変動で、座標と現地にズレが生じている空白地の補正パラメータ作成を実施します。

生活。

【市民課】

本年 2 月からマイナンバーカードを利用した各種証明書の「コンビニ交付サービス」を開始、今後は、本サービスの利便性を広く周知し、マイナンバーカードの普及にも取り組んで

まいります。

なお、市役所本庁と内牧支所に設置している証明書自動交付機は、本年9月末に廃止となりますが、市民の皆様にご混乱が生じないよう丁寧な周知に努めます。

生活衛生関係は、環境への負荷をできる限り低減する社会の構築を目指し、廃棄物の資源化率向上及び近年深刻な社会問題である「食品ロス」施策として、講話やエコ学習などの環境教育を行い、市民の皆様、事業者の方々への啓発を強化し、廃棄物の減量化を推進します。

生活相談センターでは、生活困窮者の方への新たな自立支援の取り組みとして、子育て家庭の経済的負担軽減と資源の再利用を図るため、学生服等のリサイクル支援事業を実施します。

また、消費生活関係についても、携帯電話やインターネット等による悪徳商法被害を未然に防ぐ啓発講話などを積極的に実施し、安心安全な市民生活を目指します。

【人権啓発課】

人権施策は、一人ひとりが人権を身近な課題として認識し、様々な人権問題を正しく理解するため、阿蘇市人権・同和教育推進協議会活動や隣保館事業を中心に、人権啓発・教育活動に取り組みます。

男女共同参画の推進は、男女がともに支えあい、活躍できる地域社会の実現と性の多様性への理解促進に努めます。

医療福祉。

【福祉課】

福祉ニーズの複雑多岐化及び膨大化等により、国の施策・制度の改正等も予想される中、自治体に応分の負担や変化が求められていく状況にあります。

これらを踏まえ、本市では、市の現状や地域課題を抽出・把握し、今後6年間の地域福祉を見据えた「第3次地域福祉計画」の基本理念である「みんなで作る共に生き、共に支え合う安心のまち阿蘇」の実現に向け、行政や社会福祉事業者のみならず、地域住民一人ひとりが参画し、協働のまちづくりを推進する各種施策を展開します。

また、子育て支援は、波野保育園建設事業、10月開始予定の幼児教育無償化など新規事業を実行し、既存事業の充実も図っていきます。特に大きな社会的課題である児童虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）の対応として、児童相談所、警察、学校、幼児施設等の関係機関と情報共有を含めた連携を図り、迅速に対応してまいります。

未だ熊本地震で被災された方々が、自宅・生活再建等の先行きが見通せない様々な事情を抱えておられる中、国の支援事業等の期限も迫っており、早く安心した生活に戻れるよう、きめ細やかな取り組みを進めます。

【ほけん課】

国民健康保険事業は、昨年4月から財政運営の責任主体が県に移行しましたが、大きな混乱もなく、引き続き、市民の皆様の健康づくりを積極的に推進し、安定した事業運営を目指します。特に高額医療費の原因疾患である糖尿病の重症化予防のため、特定健診受診率の向上や保健指導の充実に努めます。

介護保険事業は、平成 12 年の制度開始以来、20 年目を迎えます。この間、本市の高齢化率は 36%を超え、第一号被保険者の介護保険料は約 2 倍、事業費総額は約 3 倍の 34 億円ほどになっています。増え続ける事業費を抑制するための方策が求められますが、ご高齢の方々が住み慣れた地域で暮らしていけるよう介護予防・生活支援の充実と地域で支え合う社会づくりを更に推進し、事業運営の安定化に努めます。

【阿蘇医療センター】

阿蘇医療センターは、地域中核病院として、住民の皆様方の医療需要に応えるとともに、医療・福祉の充実及び利便性向上に向け、更なる機能強化に努めます。

新たな診療科として「歯科口腔外科」を開設し、本年 2 月から診療業務を開始しました。これにより、阿蘇圏域の皆様には重症度の高い歯科口腔疾患の治療提供が可能になり、地元を含め関係医療機関との医科歯科連携並びにがん診療連携の更なる向上が図られるものと期待しています。

また、この歯科口腔外科の診察室を併用して、以前から要望が多かった「耳鼻咽喉科外来」の開設も 4 月から予定しています。引き続き、医師・看護師の確保、小児科・神経難病・がん等の専門外来の維持、糖尿病・肝疾患・認知症に係る医療機能の充実に取り組みます。

また、地域完結型医療を推進するため、疾病を抱えても住み慣れた地域で暮らせるように、地域包括ケアシステムの構築に積極的に参画し、特に地域の高齢者の在宅医療支援に対応するため、阿蘇郡市医師会と連携し「地域在宅医療サポートセンター」の取り組みを進めます。経済。

【農政課】

熊本地震で被災した農地の復旧が概ね完了、震災前のような営農が再開できるようになりました。これから営農環境の充実に向けた整備を進め、県営事業や新たな基盤整備地区の計画等を推進し、大型化する機械への対応を図っていきます。

農業振興においては、平成 27 年度の「農事組合法人黒流」設立を契機に法人化の取り組みが加速、平成 29 年度には 2 地区で農事組合法人が設立、現在、5 地区の集落営農が法人化を目指しています。法人化を図ることで省力化・効率化・合理化が進み、規模拡大が期待でき、農地集積、後継者育成及び 6 次産業化など新たな可能性が生まれます。

また、阿蘇地域では「農業師匠制度事業」による新規就農者の育成もあり、本市の平成 29 年度新規参入就農者数（16 人）は、県内で熊本市に次ぐ高水準となっており、今後は、農業法人への就農対策も視野に入れた取り組みを進めてまいります。

町村合併以降、進めてきた広域農道整備は最終段階を迎えており、北側復旧ルート開通に併せ工事を促進してまいります。

国営大野川上流土地改良事業は、平成 31 年度によりやく事業が完了、平成 32 年 4 月から農業用水の供用開始を控え、維持管理体制を確立し、新たな水利用に向けて市内プロジェクトチームを立ち上げ、新規作物の導入、新規就農者の受入体制、施設の整備、波野地域の農業振興及び定住化を推進していきます。

牧野関係は、震災の影響で、昨年は 318ha の野焼きができませんでしたが、J R L（公益

財団法人 全国競馬・畜産振興会)の「熊本地震被災牧野復旧実証事業」及び日本財団の「復興応援キリン絆プロジェクト助成」を活用し、被災した2,778ha全ての牧野で再開できるようになりました。しかし、有畜農家の減少や高齢化の進行で、野焼き自体の維持・存続が懸念されます。現状は、地域の方々やボランティアの皆様の力をお借りし取り組んでいますが、今後も関係機関と一体となり課題解決に向け協議を続けてまいります。

林業関係では、「森林環境譲与税（仮称）」を財源に、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立のため、森林所有者自らが適切に経営管理できない森林について、行政が仲介役となり、森林所有者と林業事業体をつなぐ新たな「森林経営管理制度」が本年4月から始まります。この制度によって、林業事業体が間伐作業等を行い、森林の健全な管理経営と土砂災害防止対策を図ってまいります。

【観光課】

熊本地震から2年10箇月が経ち、阿蘇山上につながる登山道などの交通インフラや温泉施設等の観光施設も一歩ずつ復旧し、並行して観光客も回復傾向にあります。ただ、まだ震災前の状態には及んでいません。国道57号現道とJR豊肥本線の寸断が阿蘇観光に落とす影響は依然として大きく、震災前の状況に戻すには、まだ時間を要します。

阿蘇山上観光振興について、震災や噴火からの復興を新時代へ向けた転換期と捉え、官民一体となって阿蘇山上一帯の新たな魅力提供と受入環境の上質化に取り組めます。

また、昨年12月に大分県竹田市・JR九州・阿蘇市の三者で「JR豊肥本線を活用した観光振興に関する連携協定」を締結、JR豊肥本線を活かした観光振興や全線復旧を見据えた受入体制の整備を共同で進めます。併せて、阿蘇くじゅう観光圏についても、アジア圏から欧米豪まで幅広い層が訪れるようになり、誰もが魅力ある周遊を堪能できるよう、更なる連携協力で観光圏としての底上げを図ります。

地域と取り組む阿蘇ならではの感動づくり、特別感やオリジナリティを際立たせた満足度向上に向け、阿蘇ユネスコ世界ジオパークや国立公園満喫プロジェクト等をベースにした観光素材の磨き上げや着地型・体験型商品の造成強化、阿蘇の地形を生かしたサイクルツーリズムやトレッキングなどアウトドアスポーツを促進します。

【まちづくり課】

本年度の「阿蘇市ふるさと応援寄附金」は、1月末現在で4,958件、1億4,408万6,000円の寄附をいただいております。

お礼の品については、各自治体で取り組みに大きな差異が生じており、国から寄附の目的を逸脱することのないよう寄附額に占める割合や地元産品の考え方等が明示される中、本市は、これまで同様、国の指針に沿って取り組んでいきます。今後は、寄附金の入口となるポータルサイトの増設とお礼の品の拡充を図り、本市の更なるPR強化に努めます。

さて、本年は、多彩な国際スポーツ大会が県内外で行われることから、外国人の方へのサービス向上と会計事務の効率化も含め、商工会と連携しながら、本市店舗におけるキャッシュレス化を推進していきます。なお、国の補助事業を活用し決済端末等の導入に向けた環境整備を進めており、商工会主催の事業説明会も随時開催されています。

また、本年 10 月からの消費税増税による経済対策では、キャッシュレス決済で消費者へポイント還元される事業が国で予算化されており、本市も本事業を進めることで、インバウンド等の誘客の促進と商店街の活性化につなげていきます。

更に、復旧・復興からの飛躍を目指し、観光客の受入体制の強化を進め、魅力ある滞在交流型の観光地域づくりや地域力向上を目的に、平成 30 年度から 3 箇年計画で県補助事業による「阿蘇神社周辺整備事業」に取り組んでいます。

インフラ。

【建設課】

熊本地震関連復旧工事は全て発注完了、橋梁の架け替えなどは、平成 31 年度に完成見込みです。

国道 57 号現道は、大規模崩落斜面頂上部の工事に引き続き、下部斜面の恒久的な安定対策工事が進められています。

また、阿蘇大橋崩落部から大津側では路肩（白川側）の工事も残っており、復旧の時期は示されておりませんが、一日も早い開通を要望しています。

国道 57 号北側復旧ルート之二重峠トンネルは、ご承知のとおり、貫通を終え、トンネル部以外でも、盛土工事や橋梁架設工事等が着々と進められています。

阿蘇山直轄砂防事業は、まずは平成 30 年度から 10 年間で、阿蘇市・高森町・南阿蘇村において砂防施設が整備されます。本市では平成 30 年度事業として、西湯浦地区と尾篋地区で砂防工事が計画され、3 月 10 日に「阿蘇山直轄砂防事業着手式」が執り行われます。

今後、阿蘇市砂防事業関係機関連絡会を通して、国・県・地元と情報共有を図り、より地域に密着した効果的な砂防事業になるよう取り組んでいきます。

中九州横断道路整備事業は、大分県側で「朝地竹田間」の約 6 km が 1 月 19 日に開通、引き続き、県境を結ぶ「竹田阿蘇間」の早期事業化を竹田市とともに強く要望してまいります。

また、熊本県側において唯一着工している「滝室坂道路」トンネル部は、1 月末現在、避難坑で全体の約 1 割の掘削が進んでいる状況です。

市管理河川では、防災対策となる河川堆積土砂の浚渫や未整備護岸の整備等を進めます。

道路の維持等は、舗装路面等の老朽化対策を行い、通行の改善と管理瑕疵による事故の減少に努め、整備改良効果が早期に発揮できるよう、継続的に事業を推進します。

【住環境課】

熊本地震の再建支援策は、昨年につき、被災宅地復旧、転居費等の住まい再建支援を進めます。

また、災害公営住宅の早期完成を目指し、入居を希望される方々の住まい確保に努めます。

市営住宅は、平成 30 年度策定の「公営住宅長寿命化計画」及び「市営住宅総合基本計画」に基づき、老朽住宅の改修・改良とともに、将来を見据えた総合的な建て替え計画事業に取り組めます。

「ASO 環境共生基金」を活用し、阿蘇の自然環境維持・保全に向けた活動支援や景観環境整備事業を実施、また、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき行政施設等を

手始めとし、温室効果ガスの削減、省エネ事業を進めます。

下水道事業は、事業継続に向け認可計画変更を行い、乙姫地区の舗装復旧、管渠整備及び浄化センターの設備更新を実施します。

【水道課】

熊本地震で被災した水道施設は、他の災害復旧事業の関連工事を残すのみとなり、平成31年度の完成を目指します。

内牧地区上水道の老朽化した浄水場施設及び老朽配水管等の更新事業を実施、また、浄水場等の遠隔監視装置を整備し、安定した生活用水の供給を図る一方、災害等不測事態に備えた水道施設の危機管理強化に努めます。

教育。

【教育課】

「ふるさとを誇りとし、認め合い、学び合い、励まし合い、未来を拓く活力ある阿蘇市民を育成する」を教育目標に、学校教育では、豊かな心や健やかな体の育成を図り、将来を担う子ども達が安心して学べる環境づくりや自然体験活動、土曜授業に取り組み、自然や文化を大切にする、心豊かで郷土を愛するたくましい人材の育成に努めます。

また、地球温暖化に伴い、小中学校の全教室に空調設備を設置、快適な学習環境の整備に努め、併せて、「生きる力」を育むという基本理念のもと、ICT（電子黒板やタブレット）を活用した「確かな学力の向上」を推進します。

社会教育では、「生涯を通して学べる環境の整備充実」を求め、生涯学習講座や公民館活動、図書館活動、家庭教育、地域ボランティアの発掘・育成等を推進、地域と家庭と学校が一体となった「コミュニティ・スクール」を進めながら、市民の皆様が生涯にわたって生きがいと潤いのある生活を営むことができる生涯学習社会の実現を目指します。

社会体育では、4月から小学校の運動部活動が廃止され、社会体育活動の中でスポーツの振興と活動に参加していくこととなります。受け皿として「阿蘇っ子クラブ」や「総合型地域スポーツクラブ」の充実を図り、「いつでも、どこでも、だれでも」を合い言葉に、気軽にスポーツに親しみ、体力増進、健康づくりにもつながる取り組みを進め、併せて、低学年の基礎体力とスポーツ競技力の向上に努めます。

現在、災害復旧工事中の阿蘇西小学校は、3月末に完成、4月4日に落成式を計画しており、新学期から新しい校舎へ通学できることとなります。

世界文化遺産登録推進事業は、重要文化的景観の保存活用を図り、世界遺産としての価値をまとめ、文化庁に対し、再提案の準備を進めます。

おわりに。

次の新しい時代の平和と繁栄、そして災害からの早期完全復興を願い、市民の皆様方が心豊かに笑顔あふれ元気に毎日を過ごしていただけるように、熱意と誠意を持って、全身全霊を傾ける決意です。

以上、施政方針とさせていただきます。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の施政方針の説明が終わりました。

日程第 5 提案理由の説明

○議長（湯浅正司君） 日程第 5、市長より今期定例会に提出される議案の「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） それでは、引き続きまして、平成 31 年第 2 回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

報告第 2 号「専決処分の報告について」

本件は、平成 30 年 5 月 9 日、阿蘇市内牧において発生した人身事故について、平成 31 年 2 月 14 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

議案第 2 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」

本件は、地方公務員法の規定に準じ、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 3 号「阿蘇市税条例等の一部改正について」

本件は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 4 号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

本件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 5 号「阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

本件は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 6 号「阿蘇市立小・中学校設置条例等の一部改正について」

本件は、阿蘇市立山田小学校の統合に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 7 号「阿蘇市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」

本件は、学校教育法の一部を改正する法律及び水道法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 8 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第 6 号補正であります。

歳入では、事業費の確定や国の補正予算措置により国・県支出金、市債等の増額及び減額を計上しております。

歳出では、小中学校空調設備設置事業や防災ハザードマップ作成事業、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金など、国の補正予算に対応した事業等を追加計上しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 11 億 2,935 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 199 億 2,512 万 4,000 円としました。

議案第 9 号「平成 30 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

歳入では、使用料及び手数料を、歳出では、観光施設費及び観光振興費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 980 万円を減額し、歳入歳出予算総額を 7,917 万 5,000 円としました。

議案第 10 号「平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 4 号補正であります。

歳入では、国庫支出金を追加し、市債を減額しております。

歳出では、事業費を減額し、予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1,344 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 7 億 2,135 万 5,000 円としました。

議案第 11 号「平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 5 号補正であります。

歳入では、県支出金を追加し、繰入金を減額しております。

歳出では、保険給付費及び諸支出金を追加し、予備費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 112 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 38 億 6,997 円としました。

議案第 12 号「平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 5 号補正であります。

歳入では、国庫支出金を追加し、繰入金を減額しております。

歳出では、総務費を減額し、予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 515 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 35 億 9,113 万 4,000 円としました。

議案第 13 号「平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 5 号補正であります。

歳入では、後期高齢者医療保険料を、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 159 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 4 億 2,861 万円としました。

議案第 14 号「平成 30 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」

本予算は、第 3 号補正であります。

収益的支出では、阿蘇市一般職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、所要額の調整及び予算の組替えを行っております。

なお、既定の予算額を組み替えましたので、収益的収入支出予算総額の変更はありません。

また、営業運転資金に充てるため、一般会計からの借入金 2 億 6,000 万円円を計上しました。

議案第 15 号「平成 31 年度阿蘇市一般会計予算について」

本予算は、前年度当初予算と比較して、約 2 億 5,000 万円 (1.6%) 増となりました。

歳入では、震災後からの市税の回復やふるさと応援寄附金の増、森林環境譲与税や環境性能割交付金の創設等により増収を見込む一方で、震災復旧事業に係る国・県の負担金及び熊本地震復興基金交付金の減収が見込まれます。

歳出では、熊本地震の災害関連事業が減少し、波野保育園建設事業をはじめ、阿蘇西小学校放課後健全育成事業施設整備事業、防災行政無線デジタル化調査設計事業、県営経営体育成基盤整備事業(第 5 阿蘇地区事業負担金)等の新規事業を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 157 億 6,197 万 2,000 円としました。

議案第 16 号「平成 31 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について」

歳入では、使用料及び手数料等を、歳出では、観光施設費、観光振興費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 8,800 万円としました。

議案第 17 号「平成 31 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について」

歳入では、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金等を、歳出では、総務費、事業費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 6 億 5,875 万 4,000 円としました。

議案第 18 号「平成 31 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について」

歳入では、国民健康保険税、県支出金、繰入金等を、歳出では、総務費、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 34 億 3,790 万 2,000 円としました。

議案第 19 号「平成 31 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について」

歳入では、保険料、国庫支出金、繰入金等を、歳出では、総務費、保険給付費、地域支援事業費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 33 億 9,928 万 6,000 円としました。

議案第 20 号「平成 31 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について」

歳入では、後期高齢者医療保険料、使用料及び手数料、繰入金等を、歳出では、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金、保健事業費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 4 億 2,943 万 3,000 円としました。

議案第 21 号「平成 31 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」

歳入では、使用料及び手数料等を、歳出では、委員会費、水道管理費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 740 万 8,000 円としました。

議案第 22 号「平成 31 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について」

歳入では、使用料及び手数料等を、歳出では、委員会費、水道管理費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 480 万 1,000 円としました。

議案第 23 号「平成 31 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について」

歳入では、使用料及び手数料等を、歳出では、委員会費、水道管理費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 2,073 万 3,000 円としました。

議案第 24 号「平成 31 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」

歳入では、繰入金及び繰越金を、歳出では、委員会費及び予備費を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 4 万 1,000 円としました。

議案第 25 号「平成 31 年度阿蘇市水道事業会計予算について」

収益的収入では、上水道事業収益及び簡易水道事業収益を計上し、総額を 5 億 1,367 万 1,000 円に、収益的支出では、上水道事業費、簡易水道事業費及び予備費を計上し、総額を 4 億 9,768 万円とし、1,599 万 1,000 円の経常利益を目標とします。

資本的収入では、上水道事業資本的収入及び簡易水道事業資本的収入を計上し、総額を 3 億 3,595 万 2,000 円に、資本的支出では、上水道事業資本的支出、簡易水道事業資本的支出及び予備費を計上し、総額を 5 億 1,273 万円としました。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額 1 億 7,677 万 8,000 円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

議案第 26 号「平成 31 年度阿蘇市病院事業会計予算について」

収益的収入では、医業収益、医業外収益等を、収益的支出では、医業費用、医業外費用、特別損失等を計上しております。

これらの結果、収益的収入支出予算総額を 26 億 7,245 万円としました。

資本的収入では、企業債、他会計負担金等を計上し、総額を 7,247 万 8,000 円に、資本的支出では、建設改良費、企業債償還金及び他会計借入金償還金を計上し、総額を 1 億 6,579 万 2,000 円としました。

なお、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額 9,331 万 4,000 円は、過年度分損益勘定留保資金で補填いたします。

議案第 27 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 28 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 29 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 30 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 31 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 32 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 33 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

本件は、旧慣による公有財産の使用権の一部を変更したいので、地方自治法第 238 条の 6 第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 34 号「土地改良事業の施行について」

本件は、土地改良法第 96 条の 2 第 1 項の規定に基づく土地改良事業を開始したいので、同条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案 34 件(報告 1 件、条例 6 件、予算 19 件、その他 8 件)を本日上程いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(湯浅正司君) 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、この後、午前 11 時 10 分から全員協議会を開催しますので、ご出席のほどよろしくお願いいたします。

お疲れでした。

午前 11 時 00 分 散会